

陳 情 文 書 表

受理番号	27第9号	受理年月日	平成27年6月9日
陳 情 者			
件 名	「集団的自衛権の行使容認」について違憲であることを目黒区議会として国に意見書を求める陳情		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>安倍内閣による2014年7月1日に解釈改憲による閣議決定された集団的自衛権の行使容認が明らかに憲法違反であると明白になった事をうけて、目黒区議会として集団的自衛権の行使容認は違憲である意見書の提出を求めます。</p> <p>～以下、インターネットメディアIWJの民主党・小西洋之議員へのインタビュー記事を一部引用～</p> <p>安倍政権は2014年7月1日、個別的自衛権を認めた「昭和47年政府見解」を解釈し直すことで、集団的自衛権の行使ができると認め、これを閣議決定した。</p> <p>しかし、この「昭和47年政府見解」の新解釈を根底から覆す衝撃的な事実が発覚。2015年5月21日、IWJ事務所内で行われた民主党・小西洋之参議院議員が明らかにした。</p> <p>閣議決定は、「必要最小限度の『武力の行使』は許容される。これが、憲法第9条の下で例外的に許容される『武力の行使』について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料『集団的自衛権と憲法との関係』に明確に示されている」と主張した。</p> <p>政府の昭和47年見解「集団的自衛権と憲法との関係」は、憲法第9条で「わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らか」とし、「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない」と個別的自衛権を認めた。</p> <p>さらに「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるといふ急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものである」と定義。そのうえで「集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない」と結んだ。</p> <p>しかし安倍政権は、この「外国の武力攻撃」が「誰に対して行われるか」が明記されていないと主張し、「同盟国への外国の武力攻撃」も自衛権発動の対象になるとの見解を強引に導き出し、「集団的自衛権は行使できる」との閣議決定に至った。</p> <p>「安倍総理は『外国の武力攻撃』に目的語が書いていないことを持ってして『我が国に対する』『同盟国に対する』という2つの意味を込めているのだ、と主張しています。ではこの政府見解を作成した人たちに聞いてみればいい」</p> <p>「政府見解を作成した人たち」とは誰か。小西議員が情報開示請求をし、入手した昭和47年政府見解の原本を確認すると、そこには当時の吉國一郎・内閣法制局</p>			

長官（当時）の判が押されていた。昭和47年政府見解を発した張本人である。

その張本人である吉國長官は、この政府見解の基となった2週間前の国会質疑で、「憲法9条をいかに読んでも他国の防衛までやるとは読み切れない」「日本への外国の侵略によって『国民の生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利』が根底からくつがえされる場合のみ自衛が認められるのが解釈の論理の根底」と述べ、「他国が侵略されていることは、まだ日本の生命、自由、幸福追求の権利が侵されている状態ではないので、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない」と明言していたのである。

さらに、昭和58年の国会で「集団的自衛権の行使は憲法改正の手続きが必要」と答弁した角田禮次郎・内閣法制局長官も、当時、この昭和47年政府見解に判を押しした一人であったことも判明した。

昭和58年の国会で角田内閣法制局長官が『集団的自衛権の行使は憲法改正の手続きが必要』と答弁。そして、安倍総理の父、当時国務長官の安倍晋太郎氏も、当時の防衛大臣も『法制局長官の言う通りです』と答弁しています。

なぜ憲法改正でないと不可能な事が、今の安倍政権はできるとしているのか。安倍政権はたった一つだけ、昭和47年の政府見解に集団的自衛権を認めている記述がある、と言っています。

昭和47年見解を見ると『外国の武力攻撃によって日本国民の生命等が根底からくつがえされる』場合に自衛のための行動は許されるが、『集団的自衛権の行使は憲法上許されない』と結論付けています。これでは集団的自衛権は行使できないですよ？

しかし安倍政権は『外国の武力攻撃』に『目的語がない』として、『(同盟国●●に対する)外国の武力攻撃』と解釈可能だ！とこれを根拠としているのです。そんなまさか!?!と思えますよね。横畠内閣法制局長官に聞いたら『そう解釈可能だ』と答弁しました。

そして安倍政権は、歴代政権は、憲法9条において集団的自衛権は認められないとしてきたが、それは憲法9条の本来の解釈を見つけれられていなかったからだ、我々は昭和47年見解に集団的自衛権を認める記述を見つけた、と言っているのです。

安倍総理は『外国の武力攻撃』に目的語が書いていないことを持ってして『我が国に対する』『同盟国に対する』という2つの意味を込めているのだ、と主張しています。ではこの政府見解を作成した人たちに聞いてみればいい。

作成した吉國法制局長官は、この政府見解の基となった2週間前の国会質疑で『憲法9条をどう解釈しても他国の防衛はできない』『日本への外国の侵略によって国民の生命・自由が根底からくつがえされる場合のみ自衛が認められるのが解釈の論理の根底』としています。

そして、ここが一番重要なのですが、吉國長官は『他国が侵略されていることは、まだ日本の生命、自由、幸福追及の権利が侵されている状態ではないので、まだ日本が自衛のための行動は取れない』としています。

つまり昭和47見解を作成した方々は、『他国への侵略は日本国民の生命、自由が根底からくつがえされる事態ではない』としているのに、安倍政権は『他国への

侵略が日本国民の生命、自由が根底からくつがえされる事態と書いているのだ』と言っているのです。

昭和47年見解の読み直し、昭和47年見解を作った方々への言いがかりなのです。さらに先ほど紹介した、昭和58年の国会で『集団的自衛権の行使は憲法改正の手續きが必要』と答弁した角田内閣法制局長官も、当時この昭和47年見解に判を押した一人です。

これで安倍政権の閣議決定は『そういう風に読める』と言っています。

しかも、閣議決定では47年見解の『だからといって平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されない』という文言をカットしています。

集団的自衛権の行使は、事前承認を必須としていない。事後承認でよい、となっています。

今まで日本は侵略を受けない限り武力行使しない国でしたが、今後は内閣が戦争を起こし、国民に戦争の惨禍をもたらされるようにしようとしています。

国民の皆様は、この昭和47年見解のデタラメを広めてもらえれば集団的自衛権行使容認の閣議決定は潰せます。また、『専守防衛は変えない』と安倍さんは言いますが、政府はそれも『同盟国が攻撃を受けたとき』にも防衛力を行使できると読み変えたのです。

日米安保条約には、『日本は米国のために集団的自衛権を行使しなくていい』と書いてあるのです。同盟は『相互援助といっても集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られる』と外務省も説明していました。この部分もカットされました。

日米安保条約は変わっていません。しかし今は日米同盟の中に安保条約も日米ガイドラインも含まれている、という逆転した解釈がなされているのです。

日米同盟など条約として批准されたものでもないが、いつの間にか日米安保を超え、憲法を超えた。

安倍総理は『米国のイージス艦を守らないと日米同盟が維持できない』という言い方をしていましたが、日本の防護など米国は期待していませんし、安保条約で『集団的自衛権を行使しなくていい』ともしています。これを繰り返したのが解釈改憲です。

安倍総理は集団的自衛権の行使例として、邦人を乗せた米艦を防護すると言っています。ところが、それは虚像。サウジ主導の違法な連合軍がイエメンに空爆を続けています。しかし米國務省は『米国政府は米国民の組織的避難の計画はない』との方針です。

一方で自国民や外国人を救出しているのがBRICs諸国です。ロシア外務省は4月22日までに400人超のロシア人と米国を含む約1,300人の外国人を保護、輸送。インドは空軍輸送機や国営機を派遣し、4000人以上の自国籍人を脱出させました。

中国は3月30日までに中国人571人を退避させ、さらに外国人225人を避難させたと発表。邦人1人も保護されました。日本政府の要請ではなく、中国政府の独断で、菅官房長官は『中国政府の申し出、対応で移送が可能になり謝意を示さ

せていただいた』としました。

こうしたことは、ほとんど報道されていません。米国はこうした有事に、自国民も外国人も保護、輸送しない。米国が救出するというのは『ハリウッドの脚本だ』と国務省自身が言っています。BRICsの姿勢と日米の姿勢はどちらが正しく人道的か明らかです。

こうした虚偽の想定に基づいた閣議決定は無効ではないでしょうか。そもそも『立法事実』がない。

米艦船に保護された邦人の母子を守る、というのも3ヶ月後、横島長官が私の質問に、『個々の国民のことを考えているのではないです。母子を守るために武力行使はできません』と答え、嘘であることがわかりました。

～以上引用終わり～

以上の民主党・小西洋之議員の国会質疑において2014年7月1日に解釈改憲による集団的自衛権行使容認の閣議決定は憲法違反であることが明らかになった以上、日本の最高法規である日本国憲法に違反する日本政府(国)に対して、目黒区議会として違反行為を見て見ぬふりをすることは間接的であっても憲法違反に準ずる行為であると考えます。国家公務員は日本国憲法を遵守する立場に有り、70年間戦争をしてこなかったのは日本国憲法のおかげであり、戦後70年の節目の年に目黒区議会として平和に対する考え、姿勢を表明することを含めた集団的自衛権行使容認の閣議決定は違憲である意見書を提出することを強く求めます。

【陳情事項】

目黒区議会として国に集団的自衛権の行使容認は違憲である意見書を提出してください。